

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例

農林水産業は、県民生活に欠くことのできない食料を供給するのみならず、水源のかん養や県土の保全等、県民に計り知れない恵みをもたらす重要な産業です。

福岡県では、「農林水産業及び農山漁村の持続的発展」並びに「県民の健康で豊かな生活の向上」に寄与することを目的に、平成26年12月、県民一人ひとりが、食や木材利用の重要性、農林水産業・農山漁村の役割について、自ら考え主体的に行動していく契機となるよう、条例を制定しました。

基本理念

- 収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営が確立され、農林水産業が持続的に営まれること。
- 安全で安心な農林水産物の生産が行われるとともに、食及び木材利用の重要性への県民の理解が深められ、県民の主体的な行動が促されること。
- 景観や県土の保全など、農林水産業の多面的機能が、将来にわたって維持増進されること。

